

環境省施策体系及び目標体系

：各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 4 環境と経済の統合に向けた取組

- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底

環境税（温暖化対策税制）等、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用し、可能な分野から税制上の優遇措置等の経済的措置について、環境保全上の効果や国民経済に与える影響等を検討し、その早期導入を図る。さらに、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することにより、経済活動における環境配慮の徹底を図る。

下位目標

税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じるとともに、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き環境負荷の減少に資するように努める。

下位目標

環境配慮を織り込むための手法や評価手法の開発・普及により、環境マネジメントシステム、環境報告書等の、企業が自ら行う活動の把握・公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムの構築により、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されるよう社会的基盤整備を図る。

- 4 - (2) 環境保全型産業活動の促進

環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。

下位目標

環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にする。

下位目標

国及び地方公共団体におけるグリーン購入の推進、グリーン購入地域ネットワークの構築、環境ラベル等の環境配慮型製品に関する情報提供、LCA（ライフサイクルアセスメント）手法の検討・確立の推進による一般消費者に対するグリーン購入の普及・啓発を図るとともに、民間においてもグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。